平成２４年（フ）第２３号
愛知県安城市明治本町19番６号　明和苑７
債務者　加藤　直美
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
三重県松阪市鎌田町905番地１
債務者　辻浦　光子
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１５号
三重県松阪市上川町561番地４　上川第二団地Ｐ３棟103号室
債務者　弓谷　たみ
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第８号
大分県日田市大字高瀬11番地１、住民票上の住所大分県日田市大字田島717番地６
債務者　森山　隆志
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第８号
島根県益田市須子町25番20号
債務者　増野　　茂
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第３４７１号
神奈川県藤沢市大庭5682番地の６　パークサイド駒寄１―405
債務者　菊川　勝裕
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９２号
横浜市保土ケ谷区岩崎町12番３―304号
債務者　堤　すみ子
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２２号
横浜市南区弘明寺町字山下244番地　保科ハイツ202号
債務者　小山　英治
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２３号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡３丁目20番26号　パレドゥ鵠沼３―101
債務者　川原　勇三
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２４号
横浜市鶴見区生麦３丁目11番13―102号
債務者　大西　敏雄
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
岡山市北区建部町宮地406番地３、旧住所岡山市北区津高207番地40
債務者　甲元　加珠（旧姓景山）
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０号
釧路市若松町13番３号
債務者　成田　　準
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２１５号
岡山市中区西川原47番地２　マーブルハウスⅡ201
債務者　片山　一弘
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４号
岡山県高梁市備中町西油野1228番地８
債務者　武佐　史子
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０号
岡山市南区植松24番地21、旧住所岡山県倉敷市茶屋町1779番地４
債務者　丸本　淳二
１　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１号
岡山市南区植松24番地21、旧住所岡山県倉敷市茶屋町1779番地４
債務者　丸本　智子
１　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部